

●「事業所の主な事業の内容」及び「事業所の生産品、取扱商品又は営業種目」の記入例

●物を生産又は販売している場合は、「物の名称のほか、材料、工程、用途など」が分かるように、またサービスを提供している場合は、「提供しているサービスの種類や対象など」が分かるように記入します。

●製造業

魚肉加工による練り製品の製造	何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法が分かるように記入します。
① かまぼこ	
② ちくわ	
③	

●飲食サービス業

天ぷら料理店	特定の料理を提供している場合は、飲食品の種類が分かるように記入します。単に「飲食業」、「飲食店」、「レストラン」のみ記入しないようにしてください。
① 天ぷら	
② 刺身	
③ ビール	

●卸売業・小売業

各種食料品の小売（コンビニ）	取り扱いしている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
① 弁当	主に各種食料品を取り扱っている場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類（コンビニエンスストア・スーパー等）を記入します。
② 飲み物	
③ お菓子	

●主として管理事務を行っている場合は「管理事務（〇〇の製造）」のように記入します。

●本社等の管理事務

管理事務（自動車の製造）	管理事務と記入した上で、管理下の全事業所を通じた全体の事業内容を記入します。
① 自動車	管理事務とは売上を伴わない管理下の事業所のための事務をいいます。
② 刺身	
③	

●その他の例

●自家用倉庫

自家用倉庫（肥料卸売業）	店舗、工場などの自家用倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用倉庫であることが分かるように記入します。
① 有機質肥料	
②	
③	

●社会福祉施設

老人デイサービスセンター	児童福祉、老人福祉、障害者福祉別及び施設の種類が分かるように記入します。
① デイサービスセンター	1箇所、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類の分かるように記入します。
② 訪問介護	
③	

●協同組合

信用・共済・購買を行う農協	信用事業又は共済事業の他にさらに別の事業を行っている場合は、分かるように記入します。
① 信用	
② 共済	
③ 購買	

●建築業

土木建築工事請負業（一式請負）	単に「土木建築」や「建設業」と書かずに、建築物の種類や工事の内容が分かるように記入します。
① 木造建築	
② 鉄骨造住宅	
③ 解体工事	

●持ち帰り店や作り置き、配達専門の飲食店

持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	客の注文に応じてその場で調理しているのか、作り置きの商品販売しているのか、他事業所から仕入れて販売しているのか記入してください。店内で飲食が可能か又は持ち帰り専門か、もしくは配達専門かが分かるように記入します。
① にぎり	
② 海鮮丼	
③	

●無店舗の小売業

アクセサリ製造小売 (インターネットによる販売)	店舗を持たず、専らカタログ、新聞、インターネット等による通信販売や訪問販売等を行っている場合は、「〇〇の訪問販売（無店舗）」「△△の宅配（無店舗）」のように記入します。
① シルバーアクセサリ	
② 天然石	
③	

●純粋持株会社

純粋持株会社	他社の事業活動を支配する純粋持株会社の場合は、「純粋持株会社」と記入します。
①	
②	
③	

●小売電気事業の場合

太陽光発電と売電事業	事業者向けに家庭向けから分かるように記入します。
① 電気小売（事業者向け）	発電事業もあわせて営む事業所は、発電を行っていることを記入します。
②	
③	

●不動産に関する事業を行っている場合

アパート・マンションの賃貸の仲介	不動産の種類（住宅、事務所、店舗、土地など）のほか、これらについて売買、賃貸又は代理・仲介をしているかが分かるように記入します。
① アパート	単に「不動産」、「不動産賃貸」のみ記入しないようにしてください。
② マンション	
③ 一戸建て住宅	

●宿泊施設

ホテル	種類が分かるよう「旅館」、「簡易宿所」、「ユースホテル」などと記入します。民泊の場合は、どの法律に基づく民泊かが分かるように記入します。
① 結婚式	
② 宿泊	
③ レストラン	

より詳細な記入例を総務省統計局ウェブサイトに掲載しております。こちらからご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kisojoho/index.html>

事業所・企業照会票の記入のしかた



- ★ オンライン回答をぜひご利用ください。その場合は、紙の照会票の返送は不要です。
- ★ 同封の照会票に記入して回答いただく場合は、黒のボールペン又は鉛筆でご記入ください。

●回答の方法について

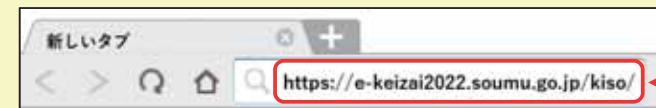
インターネットに接続されたパソコンを使ってオンラインでご回答いただけます。
(ウェブサイト：<https://e-keizai2022.soumu.go.jp/kiso/>)
なお、照会票に記入していただき、同封の返信用封筒に入れて、総務省統計局に返送していただくこともできます。
記入方法は、本紙中面及び裏面をご参照ください。
記入していただいた内容で不明な点があった場合は、後日改めて電話で確認させていただくことがあります。
【推奨環境】

OS	ブラウザ
Windows 8.1、Windows 10、Windows 11	Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox
Mac OS 11、Mac OS 12	Safari、Google Chrome、Firefox

通信環境：ブロードバンド環境推奨

●オンライン回答サイトへのアクセス

ウェブブラウザを起動して、アドレスバーに <https://e-keizai2022.soumu.go.jp/kiso/> を半角で直接入力してください。



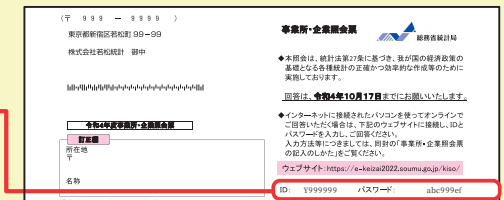
ここにURLを入力します

●回答入力画面へのログイン・回答

「ログイン画面」が表示されたら、オンライン回答用の「ID」と「パスワード」を入力してログインします。
オンライン回答用の「ID」と「パスワード」は、同封の紙照会票の表面上部に記載されています。



⇒ここからは、画面の案内に従って回答してください。



●秘密の保護

「照会票」に記入していただいた内容は、統計法の規定により、厳重に管理し、秘密の保護に万全を期しておりますので、ありのままを記入してください。

●照会に関するお問合せ

＜お問合せ窓口＞事業所・企業照会実施事務局

【電 話 番 号】0120-535-123（通話は無料です）

無料通話に接続できない場合：050-3502-7943（有料）

【受 付 時 間】平日（土日・祝日等を除く）9：00～18：00

【ホームページ】<https://www.stat.go.jp/data/kisojoho/index.html>

※メールでのお問合せは下記URLにアクセスしてください。

<https://e-keizai2022.soumu.go.jp/kiso/>

